

令和7年度中央シンポジウム 質疑応答

質問		回答
1	2024年から各企業の化学物質管理について、事業所ごとに化学物質管理者が選任され対応にあたっていますが、やはり各場所においてそのやり方や進捗状況に差異が生じ、リスクアセスメントが進む・進まない場所の差が開いていっています。講習では具体的な展開法やチェックなどが細かに教えられない点もあり、監査のようなものがあるわけでもないため、書類不備や現地の局排対応改善がされずそのまま放置されている現状について、行政側はなにか対応を考えているのかどうか。化学物質管理専門家などにその監査、確認、改善指導を行わせられるか？	リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任する必要があり、その者に化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならないこととなっております。 厚生労働省では、特に中小規模の事業場において、選任される化学物質管理者が適切にリスクアセスメントとそれに基づく対策を実施できるように、教材及びマニュアルを策定しております。 リスクアセスメントが適切に実施されるよう、周知、啓発に努めてまいります。
2	厚労省の担当官様へ：安衛則第34条の2の10で定められている監督署長の指示について、件数や実施状況等の情報がございましたらご説明いただきたいです。	労働安全衛生規則第34条の2の10の労働基準監督署長の指示について、全国の件数等の集計を行っていないところです。
3	確認測定を実施する際、測定機関がデザインと分析を受注し、サンプリング講習を受講した顧客がサンプリングする場合が想定される。この際報告書はどちらが作成するべきか。	サンプリング講習を修了した方は、作業環境測定士から指定された方法でサンプリングを行う作業環境測定士の補助者ですので、測定の報告書は作業環境測定士（作業環境測定機関）が作成する必要があります。 ただし、サンプリングの補助者の方は、作業環境測定士から指定された方法によりサンプリングを行った実施結果報告書を作業環境測定士（作業環境測定機関）に提出する必要があります。
4	化学物質の自律的管理を前に進めるためにも、COHの職務や権限を明確にする必要があると思う。	（ご意見）
5	労働衛生に係る各資格の業務の明確な違いが分かりづらい。様々な資格・専門家がある中で、厚労省が発行されているリーフレット等でも、最終的には「最寄りの測定機関・測定士へ」等の記載があるので、作業環境測定士の負担がかなり大きいと感じる。	（ご意見）
6	化学物質取扱い事業者に該当する会社ですが、化学物質管理者の設置について、配置の有無が社内で議論になりはっきりした答えが出ていません。こちらは取り扱いは全て配置が必要と考えています。現場の方にうまく伝え、納得してもらえる方法はないでしょうか。	リスクアセスメント対象物を取り扱う事業者さんの場合、化学物質管理者の選任は義務ですので、その義務を果たさなければ当然行政指導の対象になることを事業場の責任者や経営層に理解していただくのが手っ取り早いかもしれません。また、現場の方はどうしてそんなことをしなければならないのかと思うのかもしれません。その理由として、化学物質の影響でこういう健康障害が起きるということ、今は大丈夫かもしれないが将来的にこういう病気になる可能性があるので、そういうことのないように化学物質を管理する人をおく必要があるということを地道に説得して理解していただくしかないと考えたところです。

令和7年度中央シンポジウム 質疑応答

(参考) 安衛則

(化学物質管理者が管理する事項等)

第12条の5 事業者は、法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、法第57条第1項の規定による表示（表示する事項及び標章に関する事項に限る。）、同条第2項の規定による文書の交付及び法第57条の2第1項の規定による通知（通知する事項に関する事項に限る。）（以下この条において「表示等」という。）並びに第七号に掲げる事項（表示等に係るものに限る。以下この条において「教育管理」という。）を、当該事業場以外の事業場（以下この項において「他の事業場」という。）において行つては、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。

- 一 法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書及び法第57条の2第1項の規定による通知に関する事項。
 - 二 リスクアセスメントの実施に関する事項。
 - 三 第577条の2第1項及び第2項の措置その他法第57条の3第2項の措置の内容及びその実施に関する事項。
 - 四 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関する事項。
 - 五 第34条の2の8第1項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関する事項。
 - 六 第577条の2第11項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関する事項。
 - 七 第一号から第四号までの事項の管理を実施するに当たつての労働者に対する必要な教育に関する事項。
- 2 事業者は、リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行う事業場（前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場を除く。）ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、表示等及び教育管理を、当該事業場以外の事業場（以下この項において「他の事業場」という。）において行つては、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。
- 3 前2項の規定による化学物質管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
 - 二 次に掲げる事業場の区分に応じ、それぞれに掲げる者のうちから選任すること。
 - イ リスクアセスメント対象物を製造している事業場 厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
 - ロ イに掲げる事業場以外の事業場 イに定める者のほか、第1項各号の事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者
- 4 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、第1項各号に掲げる事項をなし得る権限を与えること。
- 5 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

(改善の指示等)

第34条の2の10 労働基準監督署長は、化学物質による労働災害が発生した、又はそのおそれがある事業場の事業者に対し、当該事業場において化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると認めるときは、当該事業場における化学物質の管理の状況について改善すべき旨を指示することができる。

2 前項の指示を受けた事業者は、遅滞なく、事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（以下この条において「化学物質管理専門家」という。）から、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認及び当該事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助言を受けなければならない。

令和7年度中央シンポジウム 質疑応答

- 3 前項の確認及び助言を求められた化学物質管理専門家は、同項の事業者に対し、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認結果及び当該事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助言について、速やかに、書面により通知しなければならない。
- 4 事業者は、前項の通知を受けた後、1月以内に、当該通知の内容を踏まえた改善措置を実施するための計画を作成するとともに、当該計画作成後、速やかに、当該計画に従い必要な改善措置を実施しなければならない。
- 5 事業者は、前項の計画を作成後、遅滞なく、当該計画の内容について、第3項の通知及び前項の計画の写しを添えて、改善計画報告書（様式第4号）により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 6 事業者は、第4項の規定に基づき実施した改善措置の記録を作成し、当該記録について、第3項の通知及び第4項の計画とともに3年間保存しなければならない。